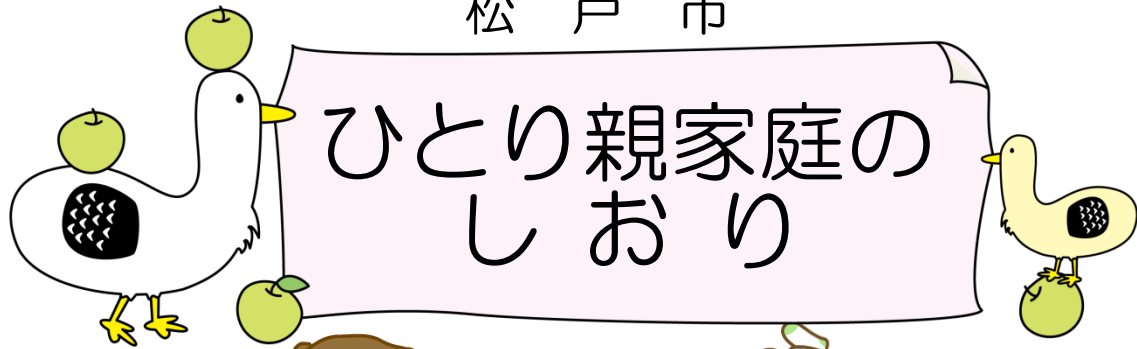


松 戸 市



相談窓口のご案内

①ひとり親家庭向け相談

母子・父子相談（生活全般）	子育て支援課	047-366-7347
ひとり親家庭就労相談	子育て支援課	047-366-7347
養育費・面会交流相談	養育費相談支援センター	03-3980-4108

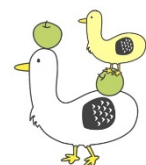
②家族関係、子どもについての相談

妊娠・出産から子育て期全般相談	親子すこやかセンター （各保健福祉センター）	047-366-7766（中央） 047-346-6066（小金） 047-384-8020（常盤平）
家庭・児童相談（育児、不登校、虐待など、18歳未満の児童のいる家庭）	子ども家庭相談課	047-366-3941
教育相談（就学先や不登校について）	教育研究所	047-366-7600
婦人相談（DV・離婚など女性全般）	子ども家庭相談課	047-366-3955
ゆうまつどころの相談（男女の生き方相談）	男女共同参画課 （女性センターゆうまつど）	047-363-0505
女性相談（DV 等からの緊急避難など女性の抱える問題全般）	千葉県女性サポートセンター	043-206-8002 （365日24時間対応）

③その他相談

生活困窮者自立支援（経済的な問題を中心に、仕事や住まいなど生活全般にわたる相談）	自立相談支援センター	047-366-0077
女性の就労・両立支援相談（女性の再就職支援）	男女共同参画課 （女性センターゆうまつど）	047-364-8778
子育て期の就労相談	ハローワークマザーズコーナー （男性も相談可能）	047-367-8609（43#）

どこに相談するか迷ったときは、子育て支援課(047-366-7347)までお電話を！専門の相談員がお話をお伺いします。





暮らし に関すること

★ 住まい等に関する支援

① 市営・県営住宅における優遇措置

○市営住宅…[問]住宅政策課 047-366-7366

○県営住宅…[問]千葉県住宅供給公社募集課

043-222-9200(募集案内は住宅政策課・各支所・行政サービスセンターにて配布)

② URにおける子育て割や近居割等制度

[問]UR 松戸営業センター047-367-5221

③ 民間物件の情報に関する相談

[問]住宅政策課 047-366-7366

★ その他生活に関する支援

① 水道料金の一部減免(県営のみ)

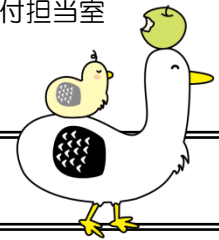
[問]県水お客様センター

0570-001245

② JR 通勤定期券の割引

[問]子育て支援課児童給付担当室

047-366-3127



仕事 に関すること

★ 就労支援

① ひとり親家庭就労促進事業

ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、介護や医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について受講料の最大60%(上限20万円)の費用助成を行う制度です。

[問]子育て支援課 047-366-7347

② 高等技能訓練促進費の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で就学している間、助成金を支給する制度です。

[問]子育て支援課 047-366-7347

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親またはその子が、高卒認定試験(旧大検)に合格を目指す講座について受講料の最大100%(上限25万円)の費用助成を行う制度です。

[問]子育て支援課 047-366-7347



子育て

に関すること

★ 出産直後の支援

① チャイルドシートリース料金の助成

指定する業者からリースする場合、料金の半額を助成しています。

[問]市民安全課 047-366-7341

② ファミリー・サポート・センター

〔有料 ※所得により減免があります〕

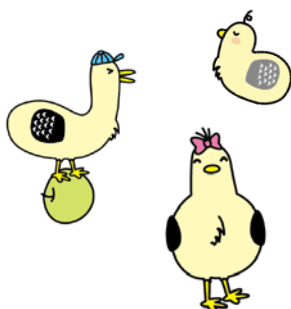
産後4ヶ月未満のお母さんがいる家庭に、提供会員が訪問して、育児・家事等の支援を行います。ひとり親家庭への助成制度があります。

[問]まつどファミリー・サポート・センター047-330-2941

③ 産後ケア〔有料 ※所得により減免があります〕

お母さんの体調不良や育児不安のある方、ご家族などからの援助が受けられない方(産後4ヶ月未満まで)を対象に産後ケア施設またはご自宅へ訪問して、お母さんの心身及び乳児のケア、育児サポート等の支援をします。

[問]子ども家庭相談課母子保健担当室 047-366-5180



★ 子どもの預かり〔有料 ※所得により減免がある場合があります〕

①未就学児の日常的な預かり

一時預かりを実施しているところもあります。詳しくは幼児保育課にお問い合わせください。

○保育所（園）・認定こども園…〔問〕幼児保育課 047-366-7351

○幼稚園…各幼稚園へ直接

②小学生の日常的な預かり

○放課後児童クラブ…保護者が就労等の理由で、昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりします。

○放課後KIDSルーム…小学校の図書室等を開放して、小学生が放課後自由に学習や読書などができる場所を提供します。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347



③未就学児・小学生の子どもの一時的な預かり

○ファミリー・サポート・センター…地域の身近な人同士で小学生までの子どもを預けたり（利用会員）、預かったり（提供会員）ができます。ひとり親家庭への助成制度があります。

〔問〕まつどファミリー・サポート・センター047-330-2941

○ほっとるーむ等の一時預かり…通院や買い物等、「ちょっとだけ子どもを預けたい」ときに、就学前の子どもを4時間まで預けることができます。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347

④夜間・土曜日・日祭日の一時的な預かり、宿泊を伴う預かり（子どもショートステイ）

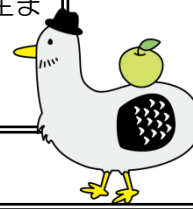
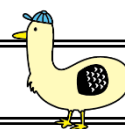
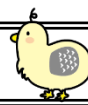
夜間や土曜日、日祭日に一時的に預けたいとき、数日にわたり子どもを預けたいときに利用できます。

〔問〕子ども家庭相談課 047-366-3941

⑤病気の急性期、回復期中の預かり

○病児・病後児保育…病気及び病気の回復期のため、集団保育や家庭保育が困難な小学生までの子どもをお預かりします。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347



★ 子どもの居場所〔無料〕

①学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに個別指導をベースとした学習支援を行います。希望者には心理カウンセリングなども実施、子どもが放課後に安心していられる居場所を提供します。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347

②未就学児の居場所

○子育て支援センター…一部の保育園内で、遊び場の開放や子育て相談などを行っています。

○おやこDE広場…主に0～3歳児むけに無料開放されている子育て支援の拠点施設です。

〔問〕子育て支援課 047-366-7347

③児童福祉館・こども館

○18歳までの子どもが自由に遊び、楽しい体験ができるように様々な行事等を提供します。

〔問〕常盤平児童福祉館 047-387-3320



各種申請・手続き

<p>① 児童扶養手当</p> <p>18歳になってから最初の3月末までの子ども のいるひとり親家庭などに支給されます。所得 制限があります。[問] 子育て支援課児童給付 担当室 047-366-3127</p>	<p>② 児童手当</p> <p>中学校修了前までの子どもを養育している人 に支給されます。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>
<p>③ ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>ひとり親家庭などの親と子ども（18歳になっ てから最初の3月末まで）を対象に、医療費 の一部を助成します。所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>	<p>④ 子ども医療費助成</p> <p>中学校修了前までの子どもに「子ども医療費助 成受給券」を交付します。医療機関受診時に提 示すると保険診療分の医療費が軽減されます。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>
<p>⑤ 遺児手当</p> <p>両親または、父母の一方と死別した中学校修了 前の子ども（遺児）を扶養している人に支給さ れます。所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127</p>	<p>⑥ 就学援助費</p> <p>公立小・中学校に通学している子どもの保護者 で、児童扶養手当を受給している人などに支給 します。各学校を通じた申請になります。 ※高校については別に「就学支援金制度」があ ります。詳しくは各高校にお尋ねください。 [問]学務課 047-366-7457</p>
<p>⑦ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定のために必要な資 金の貸付（子どもの修学資金など）の相談を行 っています。詳しくは、子育て支援課にお問い 合わせください。 [問]子育て支援課 047-366-7347</p>	<p>⑧ 国民年金（遺族基礎年金）</p> <p>遺族基礎年金は、①国民年金の加入者または② 老齢基礎年金受給資格がある人が死亡したと きに、その人によって生計を維持されていた 「子のある配偶者」または「子」に、子どもが 18歳になってから最初の3月末まで支給され ます。（①の場合、保険料納付要件があります） [問]国民年金課 047-366-7352</p>
<p>⑨ 国民健康保険</p> <p>就労等、生活状況によって国民健康保険の切替 が必要な場合があります。切替する場合には、 速やかな手続きが必要です。詳しくは、国民健 康保険課にお問い合わせください。 [問]国民健康保険課 047-366-7353</p>	<p>⑩ 税金</p> <p>離婚や死別（生死不明等）をした方は、所得状 況によって寡婦（寡夫）控除の対象となる場合 があります。詳しくは、市民税課にお問い合わ せください。 [問]市民税課 047-366-7322</p>